

## サブスクの解約忘れに注意！

【相談事例】 僕の携帯電話料金に、サブスクの動画配信サービス料金があるので、お父さんから「解約しなさい！」と注意された。僕は契約した覚えがなかったのですが、業者に問い合わせたら、4年前スマホを購入した時に、おためしで動画配信サービスがついていて、無料期間に解約していなかったもので、ずっと料金を払っていたことがわかった。よくわからなかったし、動画も見てないので4年分の料金を返金してほしい。(10代 男性)

\*サブスク(サブスクリプション)とは定められた料金を定期的に支払うことにより、一定期間、商品やサービスを利用することができるサービスのことで。

### 【アドバイス】

- スマホを契約する時など、お試し無料で、動画やコミックのサブスクがついていることがあります。解約忘れを防ぐためにも、契約する気がないものは、最初から外してもらいましょう。
- 「無料体験」「無料トライアル」の広告・表示をきっかけに、サブスクを申し込む時は、契約条件をよく確認しましょう！
- 申し込む前に、業者の名前、サービス内容、解約方法を確認しましょう。
- 保護者は、毎月利用明細を確認しましょう
- 未成年者が親等の同意を得ていない契約は、取り消しできる可能性があります。
- わからないことや困ったことがあったら、すぐに家族や消費生活センターに相談しましょう。

### 相談窓口の案内

戸畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。予約電話及び電話での相談は戸畑窓口(☎861-0999)へ。

消費者ホットライン ☎188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります。)



まもりん



みもりん

★5月から相談受付時間を9:00~16:45に変更しました。